



宮 崎 県 公 報

平成29年10月23日 (月曜日) 第 2940 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

頁

告 示

○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1

○保安林の指定解除の予定の通知 (2件) …… (自然環境課) 1

告 示

宮崎県告示第 580号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成29年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方字下櫛ヶ谷5747・字上桜ヶ谷5753-1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、5753-3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 581号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成29年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除予定保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字越野尾字相見59-1 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 582号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成29年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除予定保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字越野尾字相見59-1 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)